

インフルエンザの出席停止期間の数え方

鹿児島市立武岡台小学校

インフルエンザの出席停止期間については、学校保健安全施行規則第19条に基準が規定されています。

感染力の強いインフルエンザは、集団生活の学校において流行しやすいため、感染拡大を防止するために出席停止期間を守り、登校させるようにお願いします。

不明な点がありましたら、学校へお問い合わせください。(TEL: 281-1545)

出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

児童・生徒（小学生以上）のインフルエンザ発熱期間と登校開始日

- *1 発症とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。病院を受診したときに、医師に病状について相談し、発症日を確認する必要があります。
- *2 最短でも発症してから5日間は出席停止となります。また、解熱した日によって出席停止期間が延長されますので、下の表に当てはめて確認してください。

発熱 解熱	発症0日目 <small>※医療機関で診断を受けること</small>	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日			登校可		
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日		登校可		
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可		
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可



備考

- (1) インフルエンザ発症日を0日と数え、1番早い場合の登校可能日が発症6日目になる。
- (2) 1日のうちで、発熱・解熱をとともに認めた場合は、発熱期間とする。
- (3) 解熱した後2日というのは、解熱した日を0日と数える。